

保育所入所のごあんない



中間市役所 こども未来課 子育て係

(令和6年11月1日時点の情報で作成しています。発行後に内容などが変更されることがあります。)

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」(※)に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

本冊子では、子ども・子育て支援新制度の概要と、令和 7 年 4 月からの入所・入園に必要な手続きの流れなどについてお知らせします。

※①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法の一部改正法 ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律の 3 つを総称して「子ども・子育て支援 3 法」と呼んでいます。

★子ども・子育て支援新制度のポイント

◎ 待機児童の解消をめざします

幼稚園・保育所・認定こども園に加え、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を活用し、保育の場を増やしていきます。

◎ 地域での子育ての支援をします

地域子育て支援や一時預かり、学童保育など、身近な地域で受けられるサービスを充実させます。

★子ども・子育て支援新制度の利用イメージ

新制度では、保護者が市に教育・保育の必要性を申請し、それに基づいて市が認定を行います。認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業を利用した場合に、市から給付が行われる仕組みです。

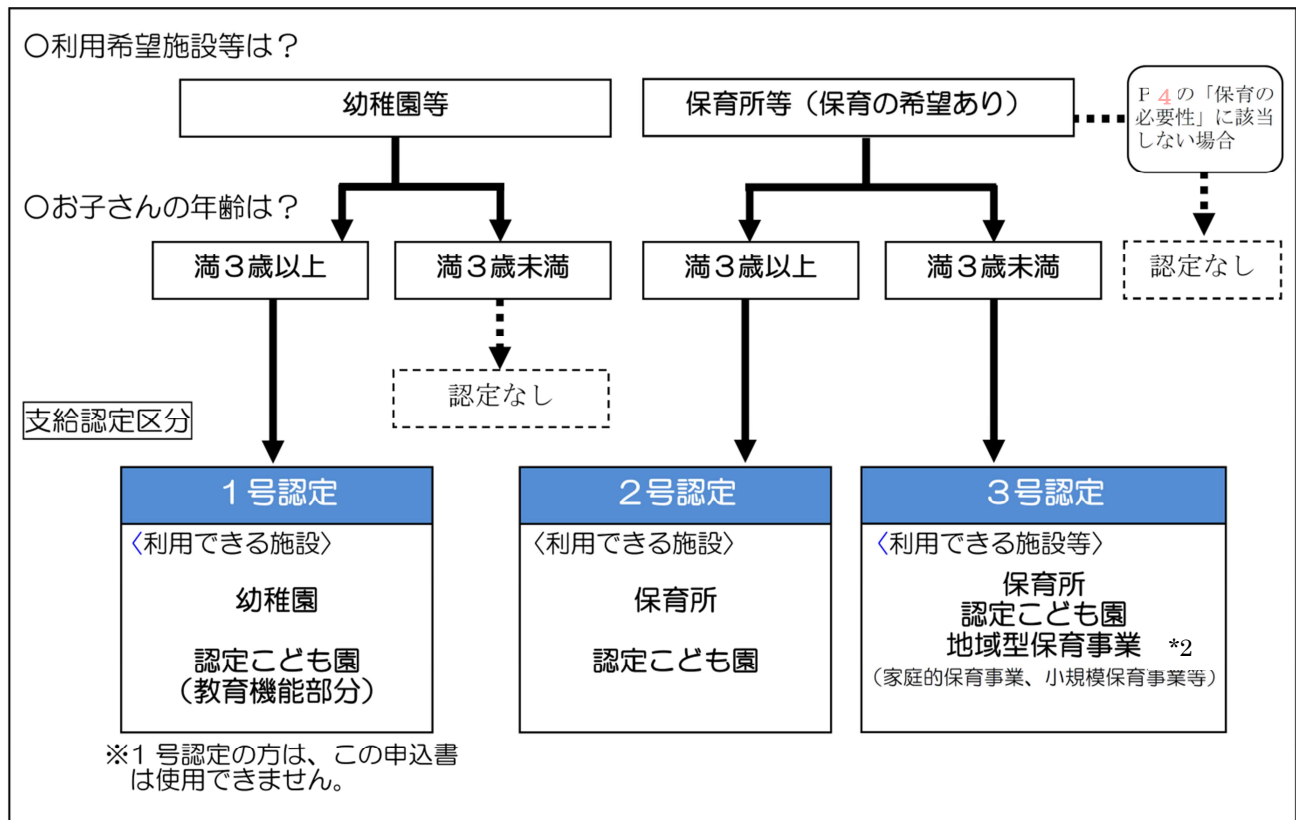
公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者への直接的な給付ではなく中間市から施設・事業者へ支払う仕組みとなっています。

★支給認定区分について

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3 つの区分で認定され、認定に応じて利用できる施設が異なります。

*また、支給認定は入所決定前に受理されます。支給認定通知書は保育所入所の可否にかかわらず交付します。





*1 幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。今後、各園の判断でどちらかを選択することとなります。新制度に移行しているかどうかは、各施設へお問い合わせください。

（P13の施設一覧 参照）

現行制度のままの幼稚園を利用する場合は、支給認定を受ける必要はありません。手続きの際は、利用を希望する幼稚園に直接お申し込みください。

*2 地域型保育事業とは？

主に 0～2 歳の子どもを少人数で保育する施設で、今現在、中間市では小規模保育事業が1箇所あります。

★認定こども園とは…

認定こども園は、学校・児童福祉施設の両方の性格を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の働いている状況に関わりなく、3～5 歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。また、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

★保育所とは…

保育所は、児童福祉施設です。保護者の事情で、保護者が保育することができない子どもが入所する施設であり、保育時間の原則は、昼間の保護者が子どもを保育できない時間だけです。子どもの健やかな成長のために、保護者は保育所と十分に連絡を取り合って、子どもの成長を見守ってあげてください。

また、子どもの保育の基本は、家庭です。保護者のもとで保育できる場合は、少しでも多くの時間を子どもと過ごしてください。いったん保育所に入所しても、保護者が保育することができるようになれば、退所となります。

★保育の必要な事由について

保育認定(2号認定・3号認定)を受けるにあたっては、①の事由のいずれかに該当することが必要です。就労を事由とする場合は、②に示す通り、保育時間が保護者の就労時間によって2つに区分されます。

* 中間市に在住、住民登録をしていることも条件になります。

①保育を必要とする事由（学生を除く16歳以上65歳未満の同居親族等の全員分）

- | | |
|---|--|
| ☐ 就労
(フルタイムのほか、パート、夜間、居宅内労働など、
すべての就労を含む)
<u>※月60時間以上就労していることが条件です※</u> | ☐ 災害復旧
☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
☐ 虐待やDVのおそれがあること
☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもが
いて継続利用が必要であること(産後3か月以降は保
育短時間利用のみ)
<u>※在園児の保育利用期間は育児休業を取得している
子の誕生月の月末まで※</u> |
| ☐ 出産(産前2か月、産後3か月) | |
| ☐ 疾病、障がい | |
| ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | |
| ☐ 求職活動（保育短時間利用のみ） | |

②保育の必要量(詳細につきましては、P5の「保育利用時間について」をご覧ください。)

区分	就労時間		保育時間
保育標準時間	月120時間以上	例(6時間×20日) (8時間×15日)	最長11時間
保育短時間	月60～120時間	例(3時間×20日) (6時間×10日)	最長8時間

★利用申込について

◎ 年度途中

入所の申込書は入所を希望する月の前月の10日(10日が閉庁日のときは、その後開庁日)までに、こども未来課に必要な書類を揃えて提出してください。(入所は毎月1日からです)

◎ 新年度(4月入所新規)

入所の申込書は例年12月初旬から約1ヶ月間の受付となります。受付期間の詳細につきましては、広報、ホームページでご確認いただくか、こども未来課までお問い合わせください。



★注意事項

◎ 入所前

- ・入所の可否については、受付児童の状況の家庭状況などを総合的に判断して市が決定を行います。希望する施設に入所できない場合があります。
- ・申込書など必要書類を受付期間内に提出されない場合は、希望月から入所できないことがあります。
- ・印鑑もれ、記入もれ、必要書類の不足、申込内容などに不備または虚偽がある場合は、申込みが無効になります。
- ・すべての書類が揃わない場合は、入所できません。
- ・乳児の入所については施設によって異なりますので、こども未来課までお問い合わせください。
- ・保護者が求職中の場合は、誓約書を提出してください。就労期限は保育所入所後 3 か月以内です。

◎ 入所後

- ・世帯の状況などに変更があった場合は、その都度こども未来課で手続きをしてください。
(例:婚姻、離婚、生活保護受給開始及び廃止、職場変更など)
- ・年度途中で退園する場合は、退園する月の月末までにこども未来課又は在園中の施設に「退園届」を提出してください。

◎ 慣らし保育

- ・慣らし保育期間は、園または児童の状況によるため直接園へお問い合わせください。

慣らし保育期間も保育料は通常通り発生します。

育休復帰で申込をされる方は、育休復帰月の前月1日からが入所申込の対象となります。

ただし、復帰予定日が 15 日以降の場合は、復帰月の1日からが入所申込の対象となります。

※新たに就職される方についても、同様の取り扱いとなります。

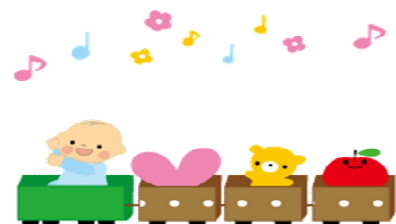
◎ 保育利用時間について

下記の方についての保育利用時間は短時間のみとなります。

- ・父および母の就労時間が月 120 時間未満の場合
 - ・保育を必要とする事由として求職中の方がいる場合
 - ・産後3か月を過ぎ、育児休暇中(そのお子様が 1 歳を迎える月の月末まで)に上のお子さまを保育園に預ける場合
 - ・就労証明書が未提出の場合
- ※保育短時間とは一日の保育が最長 8 時間までとなり、各園で定められた 8 時間の範囲を超える場合は各園の定めた延長料金が発生いたします。
- ※就労証明書提出後、その就労内容(就労時間)によっては翌月から保育標準時間の利用が可能となります。

★手続きの流れ

お住まいの市町村から支給認定を受けることになります。市外にお住まいの方で、2 号認定・3 号認定の方はお住まいの市町村に直接お申し込みください。1 号認定の方は、施設を通じての手続きとなります。

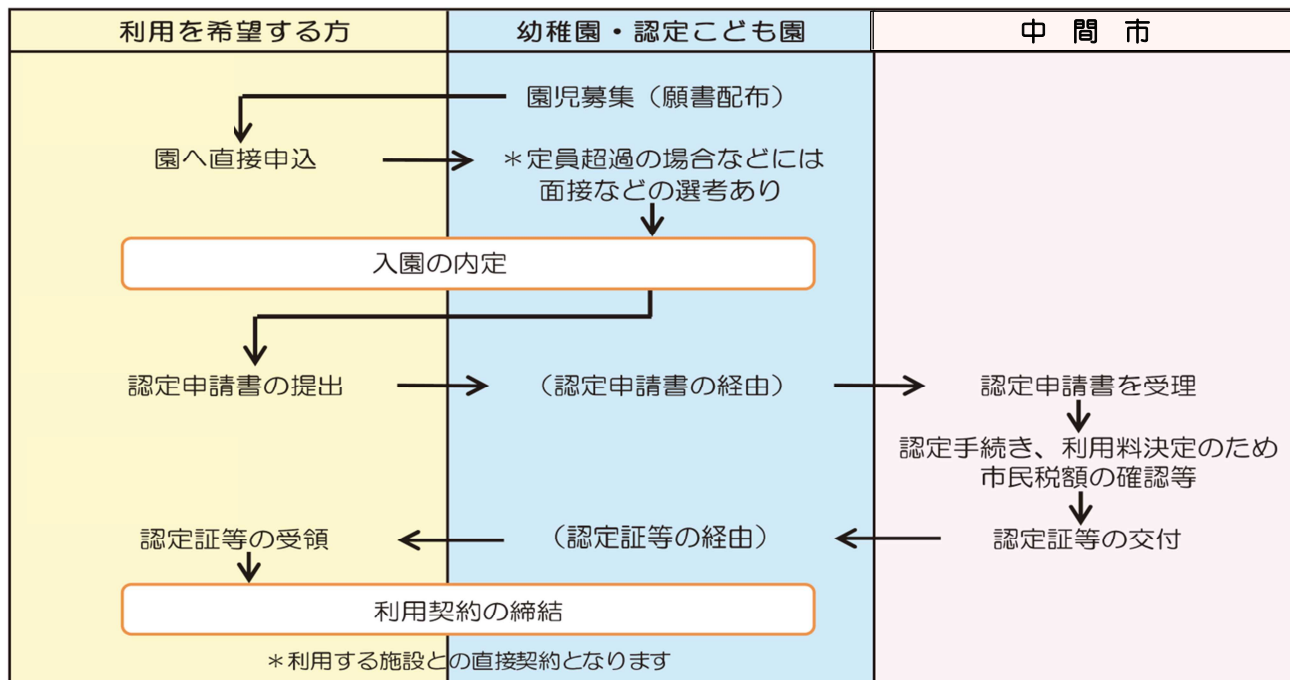


1号認定

幼稚園・認定こども園を利用希望の場合

* 新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。

利用を希望する施設に直接お申込みください。

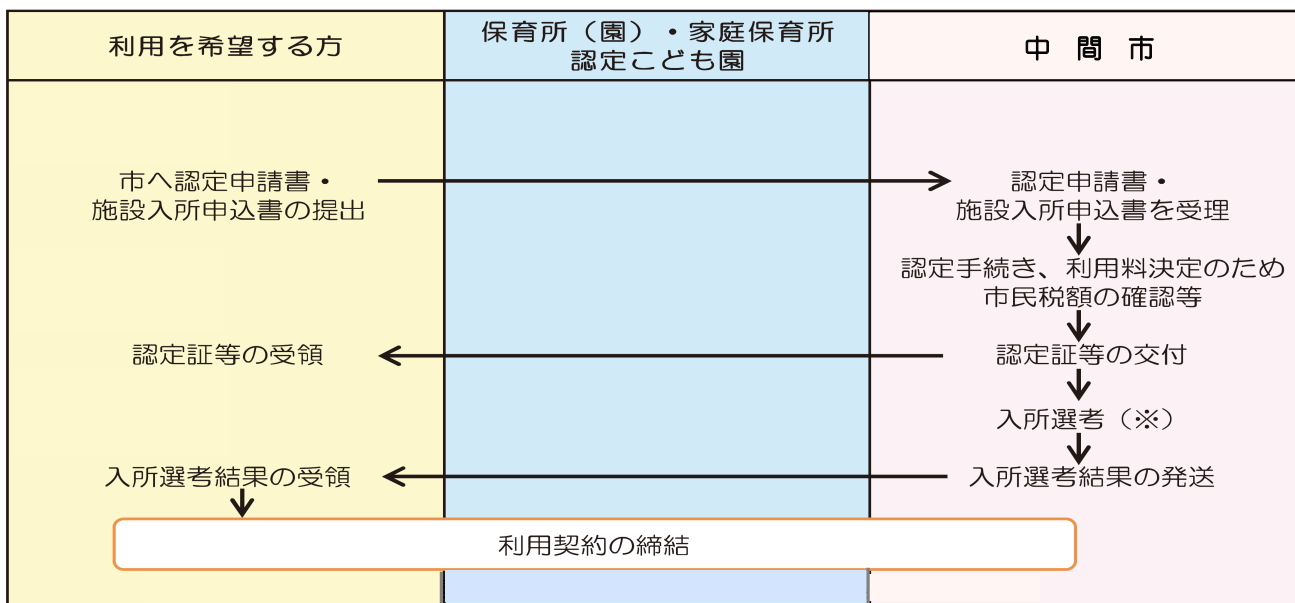


2号認定

3号認定

保育所・認定こども園・地域型保育事業での保育を利用希望の場合

* 現在、施設を利用している方は、施設を経由しての手続きとなります。



◇ **申込に必要な書類について**

- ① 支給認定申請書兼施設利用申込書（児童1人につき1枚）
- ② 保育を必要とする証明書（16歳以上65歳未満の同居親族等の全員分）

★**保育を必要とする証明について**

保育を必要とする事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠、出産 (産前2か月から産後3か月まで)	母子健康手帳(表紙と出産予定日が記載されたページの写し)
保護者の疾病、障がい	医師の診断書(病名、治療期間、保育できない旨を明記)又は手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ※障がいの等級によって保育事由を認定できない場合があります。
親族の介護、看護	介護・看護状況申告書及び①～③のいずれか ①医師の診断書 ②身体障害者手帳等の写し ③その他介護・看護が必要と分かる書類
求職活動	誓約書 ※就労期限は <u>保育所入所後3か月以内</u> です。就労先が決定次第、就労証明書を必ず提出してください。 ※求職期間中は <u>保育利用時間が短時間のみ</u> となります。就労証明書を提出後、就労時間が月120時間以上の場合は、申請した翌月より保育利用時間を標準時間に変更することができます。 <u>※なお、期間内に就労証明書の提出がなされない場合、保育の継続利用ができません。</u>
就学、職業訓練	①、②のいずれか ①在学証明書又は学生証の写し ②受講証明書等(就学先による受講期間の明記)
育児休業を取得	就労証明書(勤務先による育休期間の明記) <u>育児休業中にすでに在園されている上の子を引き続き保育園に預ける場合、在園児の保育利用可能期間は育児休業中の子の1歳の誕生月の月末までです。</u>
その他	状況を証するもの(事件係属証明書、失踪証明書等)

★利用者負担（保育料）について

父母の前年分の所得にかかる市民税所得割額の合計によって決まります。

令和7年4月分から8月分までは令和6年度の市民税額に基づいて算定され、9月分から翌3月分までは令和7年度の市民税額に基づく算定になります（市民税の賦課決定が毎年6月頃になるため、9月が保育料の切り替え時期となります。）

市民税所得割額とは、課税されている市・県民税から県民税額と均等割額を除いた額です。

- * 新制度に移行しない幼稚園や認可外保育施設、事業所内保育施設などについては、施設の定めた保育料となります。
- * 市外にお住まいの方は、お住まいの市町村の定めた保育料となります。
- * 施設によっては、市が定める額に加えて、必要経費を別途徴収することがあります。

保育所は福祉の施設です。そのため、保育料は、世帯の市民税（所得割）の合計額と子どもの年齢に応じて定めています。主に、次の人の税額の合計額が、保育料算定のもとになります。

- ① 子どもの父及び母、又は父若しくは母。
- ② ①において、両親が前年度まで未成年等で収入がないような場合等は、子どもを養育監護されている方。（同居の祖父母など）

なお、保育料は、月額となっています。その月のうちに1日でも保育所に在籍していれば、1カ月分の保育料を支払わなければなりません。

Q & A よくある質問

《支給認定に関すること》

Q1. 支給認定の申請を希望していますが、勤務証明書等の提出書類が揃わず、申込受付期間内に提出できそうにありません。どうしたらいいですか？	支給認定申請は、必要書類が揃っていないと受付できません。原則として、受付期間中に書類が揃わない場合は、期間後扱いとします。期間後扱いになると、利用調整の際、期間内に提出された方に比べて優先度が下がるため、希望施設に入園できない場合がありますのでご注意ください。
Q2. 幼稚園の利用を希望する場合も、支給認定を受ける必要がありますか？	新制度に移行する幼稚園の場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受ける必要があります。内定を受けた後に支給認定申請書を入園（予定）先の園に提出していただくことになります。 新制度に移行しない私立幼稚園については、認定を受ける必要はありません。

Q3. 認定の有効期間は何年ですか。有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか。また、現況の報告等は毎年必要なのでしょうか？	1号・2号認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。3号認定は満3歳に達する日の前日までです。ただし、有効期間中でも保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。 また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回ご提出いただきます。
Q4. 支給認定申請時点では育休中ですが、来年度4月からは職場復帰が決まっている場合、どのような申請が必要で、どのような認定を受けることになりますか？	今回申請いただく認定の有効期間は、令和7年4月1日からとなるため、令和7年4月1日時点の家庭状況により認定することになります。つまり、4月から職場復帰を予定している場合、月の勤務時間が120時間を超える方は保育標準時間認定を受けることができます。 なお、申請の際、4月以降の状況が分かる書類が求められますので、育休中の方は育休の期間や復帰予定日が明記された就労証明書をご提出いただきます。
Q5. 両親が働いているので2号認定の申請ができますが、幼稚園の入園を希望しています。1号認定を申請できますか？また、保育園との併願は可能ですか？	2号認定を受けられる方でも1号認定の申請は可能です。 また、幼稚園と保育園を併願する場合は、幼稚園に申込みを提出するとともに、支給認定申請書兼施設利用申込書及び就労証明書等を市役所に提出してください。
Q6. 2号・3号認定の申請において、保育標準時間の認定を受けることができる場合でも、保育短時間認定を受けることはできますか？	保護者の希望により保育標準時間の認定を受けられる子どもが、保育短時間認定を受けることは可能です。 ただし、短時間認定を受けた場合、預ける時間が8時間の保育時間を超えた際には、利用者負担とは別に料金が発生することにご留意ください。

《入所申込に関すること》

Q7. 〈1号認定の方〉 幼稚園・認定こども園の申込みはいつまでにしたらよいですか？	令和7年4月からの入園については、令和6年11月頃に申込み開始です。利用を希望する施設へ直接お申込みください。詳しくは各施設へお問い合わせください。
Q8. 〈2号・3号認定の方〉 保育所・認定こども園の申込みはいつまでにしたらよいですか？	令和7年4月からの入所については、令和7年1月10日(金)までに申し込んでください。それ以降は随時受付となります。詳しくはこども未来課までお問い合わせください。
Q9. 幼稚園・保育所・認定こども園の入所結果はいつわかりますか？	次年度4月からの入所については、1号認定のお子さんの幼稚園・認定こども園は各施設にお問い合わせください。2号・3号認定のお子さんの保育所・認定こども園は2月下旬～3月初旬に結果通知を送付します。
Q10. 保育の必要性の認定を受けたら、必ず希望の施設に入所できますか？	施設の状況、申込み状況によっては希望の施設に入所できないケースもあります。

Q11. 保育利用申込時点では市外に住所があり、4月の入園までに中間市に転入する予定ですが、利用の申込みはできますか？	転入予定でも申込みをすることはできます。申込書に保育を必要とする事由を証明する書類を添えて、中間市役所へ提出してください。本市に転入後、保育の認定を行い、認定通知を発行します。 なお、転入した際には、支給認定の交付を速やかに行うために、こども未来課までご連絡ください。
---	--

《利用者負担（保育料）に関すること》

Q12. 兄弟、姉妹がいる場合の保育料の軽減はどうなりますか？	幼稚園では、小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合は、第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。 保育所では、小学校就学前の子どもが2人以上いて、保育所・幼稚園等の施設を利用している場合は、第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。 (※所得により条件が異なるので詳しくはお尋ねください)
---------------------------------	---

《入園中に関すること》

Q13. 幼稚園や認定こども園は土曜日や夏休みなどの長期休業期間でも預かってもらえますか？	幼保連携型認定こども園は日曜日・祝日以外は原則1日11時間開園することとしており、土曜日や長期休業期間も開園します。幼稚園の開園状況については各園にお問い合わせください。
Q14. 保育の標準時間認定(最大11時間)とは、保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大11時間は追加料金がかからずに子どもを預けることができるということでしょうか？	保育標準時間の11時間とは、各施設が定める通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありません。 (例:7時00分～18時00分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時00分から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時00分までとなります)
Q15. お迎えの時間が認定された時間内(8時間または11時間)に間に合わなかった場合はどうなるのでしょうか？	各施設が開所している時間までは延長してお預かりが可能です。ただし、認定された時間を超える施設の利用は、延長保育として別途利用料がかかります。料金については各園にお問い合わせ下さい。(※短時間)

■在宅で育児されている場合

Q16. 家で育児をしています、新制度の支援は受けられますか？	新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」(注)などがあります。
---------------------------------	--

(注) くるり広場 通谷一丁目36番10号(ハピネスなかま内) ☎245-5557
 子育てサロン 蓮花寺三丁目1番3号(旧子育て支援センター内) ☎244-1230

★市内保育園・認定こども園一覧（令和6年11月1日現在）

園名	定員	所在地	電話番号	延長	一時	申込可能 月齢	園バス	園庭
さくら保育園	150 人	岩瀬1丁目7番14号	245-7775	●	●	生後8週	×	○
中間保育園	200 人	中鶴1丁目1番11号	246-2066	●		生後3か月	○ (1歳～)	○
双葉保育園	60 人	中間2丁目13番8号	246-0475	●	●	生後3か月	×	○
中間みなみ保育園	120 人	通谷5丁目2番1号	246-1258	●		生後4か月	×	○
かっぱっぱ保育園	30 人	蓮花寺3丁目1-3	245-5563	●		生後6か月	×	×
砂山こども園	160 人 (保 育)	垣生 1535 番地	245-2525	●	●	生後6か月	○ (1歳クラス ～)	○
	15人 (教 育)							○
アンジュこども園	120 人 (保 育)	七重町 18 番 5 号	244-7670	●	●	生後3か月	○ (原則1歳 ～)	○
	15人 (教 育)							○
中間ひがし小規模保育園 (0歳～2歳対象)	18人	扇ヶ浦2丁目2番1号	244-9335			生後6か月	×	○

※中間ひがし小規模保育園は卒園後、連携施設(幼稚園)に通園もしくは他園への転園を選択することとなります。

○保育所開所日時は、月曜日～土曜日までの午前 7 時～午後 6 時(保育標準時間)です。

○保育利用時間が短時間の方は保育園毎に利用時間が異なりますので下記の表でご確認ください。(詳しくは 5 ページをご覧ください)

○休園日は、日曜日、祝日、年末年始などです。(詳細は各園でご確認ください)

○災害、伝染病の発生など、非常時は休園することがあります。

●延長保育 通常の保育時間を午後 7 時まで延長します。

●一時預かり 家庭での保育が一時的に困難になった場合に保育します。

園名	保育利用時間	
	標準時間	短時間
さくら保育園	7:00～18:00	9:00～17:00
中間保育園	7:00～18:00	8:30～16:30
双葉保育園	7:00～18:00	9:00～17:00
中間みなみ保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
かつばつぱ保育園	7:00～18:00	8:30～16:30
砂山こども園	7:00～18:00	8:30～16:30
アンジュこども園	7:00～18:00	9:00～17:00
中間ひがし小規模保育園	7:00～18:00	8:00～16:00

★市内幼稚園一覧（令和 6 年 11 月 1 日現在）

園名	受入可能 定員（目安）	所在地	電話番号
中間中央幼稚園	120 人	中央 4-8-28	244-1530
中間南幼稚園	90 人	通谷 5-2-1	246-1258
中間東幼稚園	120 人	扇ヶ浦 2-22-1	245-0968
明願寺幼稚園	175 人	中間 4-8-2	246-1998
緑ヶ丘第三幼稚園	150 人	浄花町 21-1	244-2487
はぶ幼稚園	155 人	垣生 423	245-0519

《 病児・病後児保育について 》

お子さんが病気または、病気の回復期で保育園や小学校に登園・登校できず、保護者も自宅で看病できない時にお子さんをお預かりし、専門スタッフによる保育等を行います。

利用する前に事前登録が必要ですので、詳しくは実施しているところへお尋ねください。

【 利用料 】 無料（令和 5 年 4 月から利用料無償化）

【 給食代 】

ぞうさんルーム 700円

ぴよぴよルーム 300円

○遠賀中間医師会おんが病院内

「ぞうさんルーム」

☎ 281-3851

対象:生後 4 か月～小学 6 年生

月曜日～金曜日 8:00～17:30

祝日・お盆・年末年始は休み

* 中間市・遠賀郡にお住まいの
お子さんが対象です。

○中間市立さくら保育園

「ぴよぴよルーム」

☎ 245-7775

対象:生後 6 か月～小学 6 年生

月曜日～金曜日 9:00～17:30

祝日・お盆・年末年始は休み

* さくら保育園は**病後児保育のみ**です。

★市内マップ

